

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(厚生労働省所管)

単位：千円

基金の名称	自殺対策緊急強化基金	
基金設置法人名	岩手県	
基金の目的	自殺対策に関する相談体制の整備、啓発活動の推進等のための事業に要する経費の財源に充てるため設置する。	
平成26年度末基金総額	24,691,215円	
	うち国庫相当額	24,691,215円
基金事業の概要	地域自殺対策緊急強化交付金により造成された当基金を活用し、地域自殺対策緊急強化基金管理運営要領の別添に定める地域自殺対策緊急強化事業を実施する。 【地域自殺対策緊急強化事業】 ①対面型相談支援事業 ②電話相談支援事業 ③人材養成事業 ④普及啓発事業 ⑤強化モデル事業	
基金事業等を終了する時期	新規採択の終了予定時期	平成27年度末
	採択事業の最終的な終了予定時期	平成27年度末
	基金の解散予定時期	平成28年12月末
交付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準等	【申請方法等の問い合わせ先】 保健福祉部障がい保健福祉課自殺総合対策担当 電話：019-629-5483	